

17 入所後の手続きについて

(1) 家庭状況等の申請状況の変更

変更があれば、速やかに手続きをしてください。

(2) 転所（転園）の希望

保育所等の転所（転園）を希望する場合は、「保育所等転所願」を提出してください。

希望保育所等に空きが生じた場合に利用調整を行います。なお、**転所決定後の辞退は一切できず、元の園に戻ることもできません**ので、予めご了承ください。

提出書類	保育所等転所願（多摩市様式） + 年度間期間延長届（多摩市様式※希望者のみ） 児童状況票（多摩市様式） 送付宛名用紙（多摩市様式）（※郵送、電子申請提出の場合必要です）
受付場所	子育て支援課（郵送可）
受付期限	転所希望月の申込み受付期間（P.14 参照）（必着）

※保育所等転所願及び年度間期間延長届等の様式は、多摩市公式ホームページでダウンロード、または子育て支援課窓口で入手できます（出張所や保育所等には置いていません）。

※育児休業中の特例保育が適用されている児童が転所となった場合は、転所月の翌月 1 日以前に育児休業を取得した事業所に復職していただきます。

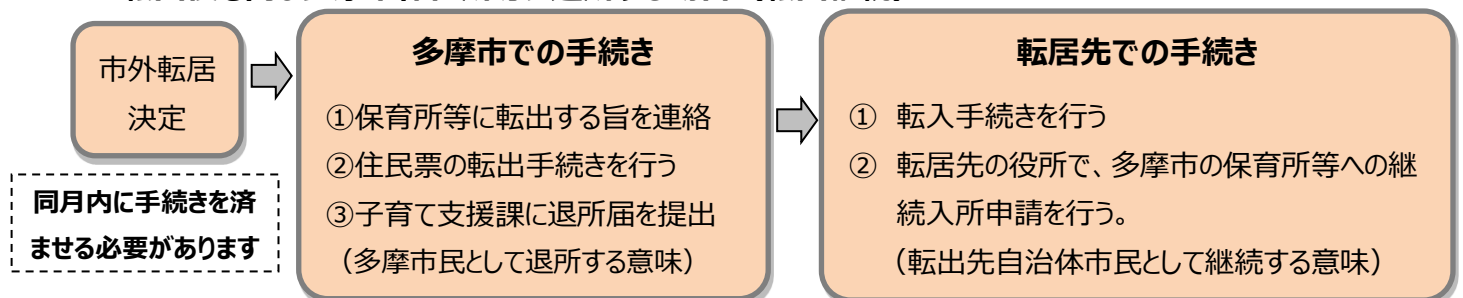
市外認可保育所等からの転園をお考えで育児休業の教育・保育給付認定をお持ちのお子さまは多摩市子育て支援課までご相談ください。（電話番号：042-338-6850(直通)）

(3) 現況届（入所の継続）

入所した年度の翌年度も引き続き保育所等への通所を希望する方は、現況届及び継続申請をしてください。詳しくは、例年 10 月頃に、保育所等から在籍児の保護者に配布される現況届及び継続手続きのお知らせをご覧ください。なお、仕事を辞めるなど、保育の必要性がなくなると、継続できない場合があります。

(4) 市外への転居

転出後も同じ多摩市保育所等に通所する場合（転出継続）



※多摩市在住中に、転居先の保育所等への入所申込みをする場合は、P.20 「12-3 市外保育所等への入所申込み」の手続きが別途必要です。

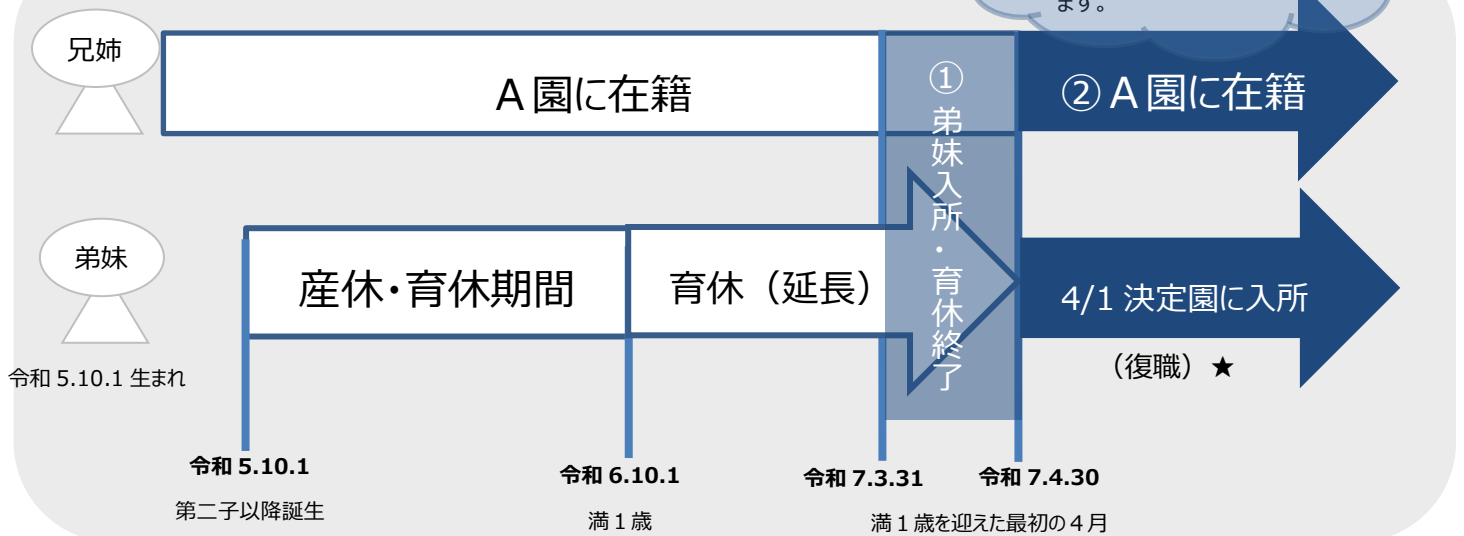
(5) 産前産後休暇・育児休業を取得する

① 育児休業の取得と児童の在籍について【重要】

第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。ただし以下条件に限り、特例として第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児の在籍を認めています。

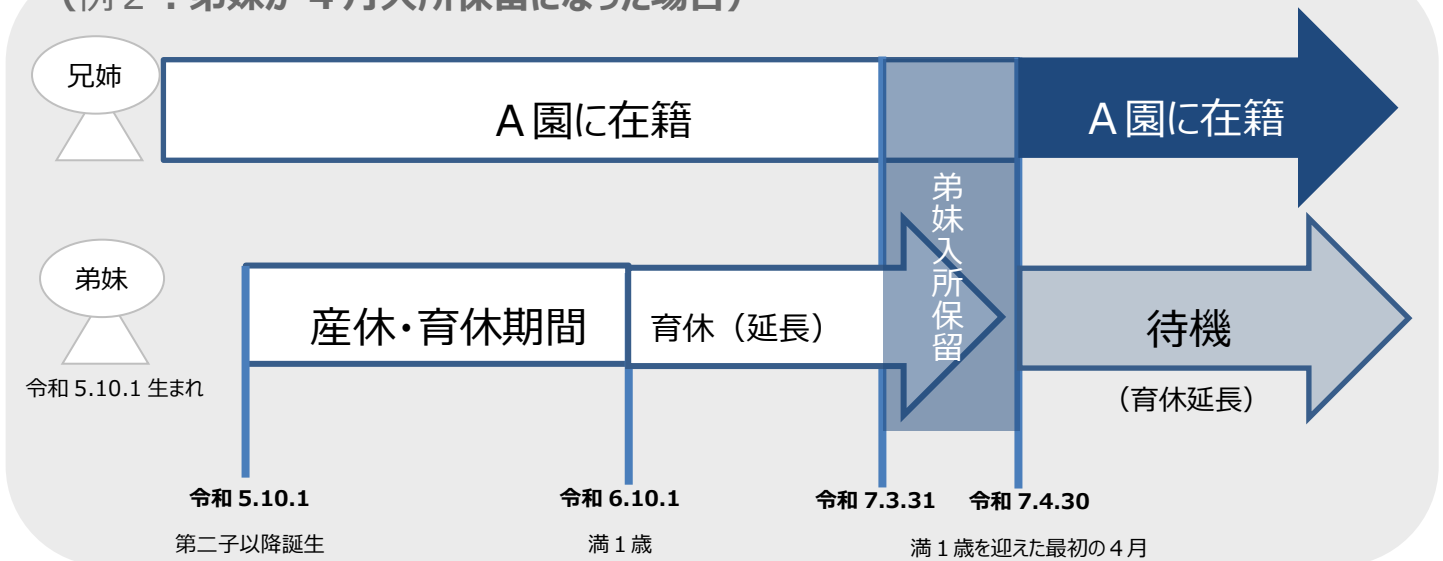
- 第二子以降の**出産のため**に、保護者が育児休業法に定める育児休業を取得する。
- 児童が現在の施設に継続して在籍する。

(例1：弟妹が1歳児クラス4月入所に決定した場合)



★ 4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児は3月末日をもって退所となります。ただし、在籍児が**5歳児クラス**または**第二子以降が待機児童**となっている場合は除く。(例2参照)

(例2：弟妹が4月入所保留になった場合)



※保護者が共に育児休業を取得する場合は両親それぞれの育児休業の記載のある就労証明書の提出と、復職した際には復職証明書の提出が必要です。また、育児休業の対象となっている子が入所決定した場合、保護者は共に入所月の翌月1日までに復職する必要があります。(P.17「12-1 申請上の注意 就労で申込みの方へ」参照)

※個人事業主で育児による休業中の方は、個人で事業を営んでいる旨の書類(P.16「(2)該当者のみ必要な書類」、P.17 参照)・【個人事業主用】育児による休業取得証明書を提出すると、上記の特例を利用することができます。

② 提出書類

第二子以降を出産に伴い、産前産後休暇・育児休業を取得する場合は改めて産前産後休暇・育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。

育児休業取得中は、教育・保育給付認定の保育の必要性の事由が育児休業に変更になります。
仕事に復職した場合は、復職証明書を提出してください。

▼ア-1 産前産後休暇・育児休業を取得する場合

提出書類	就労証明書（多摩市様式）
様式が取得できる場所	・多摩市子育て支援課窓口 ・しおり配布場所(申請書に入っています) ・多摩市公式ホームページ
提出期限	産前産後休暇と育児休業期間が定まった日から、2週間以内
受付場所	多摩市子育て支援課（郵送可）

▼ア-2 個人事業主の方で育児による休業を取得する場合

提出書類	【個人事業主用】育児による休業取得証明書（多摩市様式） 個人で事業を営んでいることが分かる書類（P.16-17 参照）
様式が取得できる場所	・多摩市子育て支援課窓口 ・多摩市公式ホームページ
提出期限	育児による休業をすることがわかった日から、2週間以内
提出場所	多摩市子育て支援課（郵送可）

※個人事業主であることがわかる書類の提出が無い場合については、要件を出産要件などに変更していただくことになります。詳しくはお問い合わせください。

▼イ-1 産前産後休暇・育児休業から復帰する場合

提出書類	復職証明書（多摩市様式）
様式が取得できる場所	子育て支援課もしくは多摩市公式ホームページ
提出期限	復職後、2週間以内
提出場所	多摩市子育て支援課（郵送可）

※育児休業を取得した事業所に復職できない場合や復職後2週間以内に復職証明書が提出できない場合は退所になります。

▼イ-2 個人事業主の方で育児による休業から復帰する場合

提出書類	復職証明書（個人事業主用）（多摩市様式）
様式が取得できる場所	子育て支援課もしくは多摩市公式ホームページ
提出期限	復職後、2週間以内
提出場所	多摩市子育て支援課（郵送可）

※育児による休業に入る前の事業所に復職できない場合や復職後2週間以内に復職証明書が提出できない場合は退所になります。

（6）保育所等の退所

保育所等を退所する場合は、入所審査の空き枠確保の観点から、**退所する月の20日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに速やかに「保育所等退所届」を提出**してください。

なお、急な引っ越しや転勤等やむを得ない事情等がある場合には、退所する月の月中まで退所の手続きは可能です。待機されている方の空き枠確保の観点から、早めのご提出にご協力をお願いします。

退所する月中に提出がないと、翌月の保育料を納めていただくことになります。

※退所の取下げはいかなる場合もできません。

提出書類	保育所等退所届（多摩市様式）
受付場所	多摩市子育て支援課（郵送、電子申請可※）

※郵送または電子申請で退所届を提出された場合は、確認のため**子育て支援課よりお電話**をさせていただきます。

Q & A 出産・育児休業等について

- ① 上の子が認可保育所等に在園していますが、下の子が生まれるので母が産前産後休暇・育児休業をとる予定です。その際に父も育児休業をとる予定ですが、上の子は在園できますか？

下のお子さんのための産前産後休暇・育児休業を取得した場合、上のおさんは「育児休業」の支給認定となり、在園することができます。両親が同時に育児休業を取る場合も同様です。取得する期間がわかたら両親それぞれ、育児休業期間の書かれた就労証明書を提出してください。また、復職した場合はそれぞれ復職証明書を提出してください。また、両親が同時に育児休業を取得する場合もP.42「(5) ① 育児休業の取得と児童の在籍について【重要】」の育休特例は適用されます。詳細についてはP.42を必ず確認してください。

※支給認定が「育児休業」になる場合、施設が登園時間等に制限を設ける場合があります。詳しくは上のおさんの在園施設にお問い合わせください。

- ② 第二子を出産後、1年間育児休業を取得し第二子を自宅で保育する予定です。その場合に第一子のみ入所申込みは可能ですか？

育児休業期間中に第一子入所申込みをすることは可能ですが、入所決定となった際には、育児休業を切り上げ、入所月の翌月1日までに職場復帰することが必要です。

また、入所日が下のおさんの出産に伴う産前産後休暇の取得期間に重なる場合は、産前産後休暇取得後、速やかに職場復帰することが必要となりますので、ご注意ください。

- ③ 現在、育児休業中で令和6年8月2日復帰予定です。会社の規定上、育児休業の切り上げはできませんが、いつの入所分から申込みが可能ですか？

多摩市では、育児休業期間中の申請の場合、入所月の翌月1日までに職場復帰することが条件となります。ご質問の場合、令和6年8月入所分から申込み可能です。そのため各月に設けている締切日までに申し込みをしてください。ただし、定員に空きがない限り入所はできません。

- ④ 現在、2歳児クラスに在籍児がいて、8月に下の子を出産予定です。その場合、上の子はすぐに退所しなければいけないのでしょうか？

給与・手当金等が支給される産前産後休暇の期間については、退所不要です。

また、その後、①育児休業法に基づく育児休業を取得し、②在園児が現施設に継続して在籍する③育児休業を取得した事業所へ復帰をする場合に限り、下のおさんが満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、上のおさんの在籍を認めています。その場合、保育の必要性の事由は『育児休業』となりますので、育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。

また、個人事業主にて就労しており、育児による休業を取得する場合①個人で事業を営んでいる旨の書類を提出②在園児が現施設に継続して在籍する③開業して1年以上④養育する子どもが1歳6ヶ月以内の①～④すべてを満たす場合に限り、下のおさんが満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、上のおさんの在籍を認めています。その場合、保育の必要性の事由は『育児休業』となりますので、個人事業主の方は【個人事業主用】育児による休業取得証明書と個人で事業を営んでいる旨の書類を提出してください。

パート就労等で、産前産後休暇や育児休業の制度がなく仕事を一旦辞める場合または個人事業主にて仕事をしている旨の書類の提出がない等の場合は、「給付認定変更届」の提出により、保育の必要性の事由を「出産」に変更していただくことで、出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間については継続して在籍することが可能です。

18 保育所等の利用時間と延長保育

保育所等は、就労などでご家庭での保育が難しい児童を保護者に代わって保育する施設です。原則、認定された事由以外では利用できません。また、認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、ご家庭で保育が可能なきは早めのお迎え等にご協力ください。

(1) 認可保育所

① 開所時間

開所日時	月曜～土曜 7:00～18:00
------	------------------

※日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

※延長保育は園によって異なります（P.47 参照）。

上記時間は開所時間です。実際に利用できる時間は、各世帯の保育のできない時間によって変わります。利用時間は入所決定後、園との面談により決定します。

② 教育・保育認定と保育利用時間

保育の必要性の事由にかかわらず、保育標準時間として認定をしています。

保育標準時間 7:00～18:00 11時間保育
(保育短時間 8:30～16:30 8時間保育)

※保育標準時間の認定を受けても、ご希望があれば保育短時間認定を選択することが可能です。

申請月の翌月から変更となります（保育料も短時間基準となります）。

※保育短時間認定から保育標準時間認定に変更したい場合も、再度申請が必要です。

④ 延長保育について

通常の認可保育所の開所時間は7：00～18：00です。支給認定証に記載されている保育必要量により保育利用可能時間が異なります。

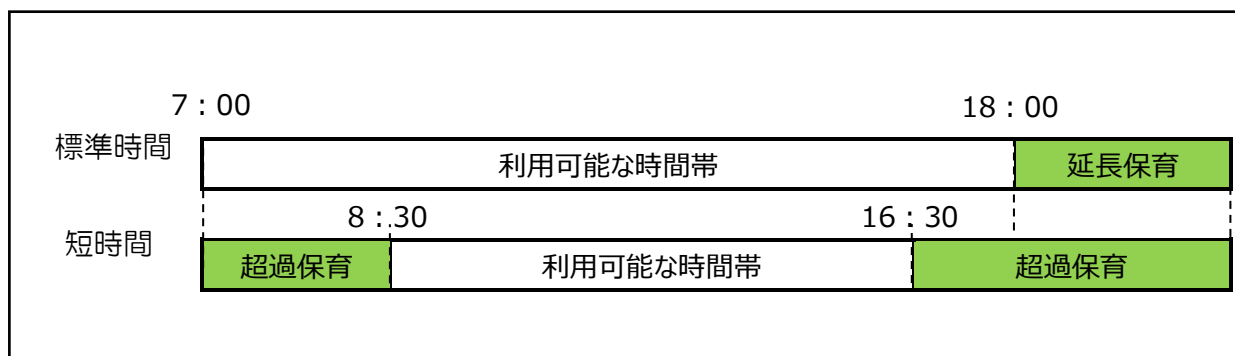
保育標準時間 7：00～18：00（保育短時間 8：30～16：30）

上記の時間以外の開所時間は延長保育となります。

各保育所で18：00以降の延長保育を実施しています。利用にあたり、別途申請（延長保育時間の保育の必要性の証明が必要）及び利用料が必要です。なお、**公立保育園は延長保育に定員があり、利用できない場合もあります**のでご了承ください。

詳細・申込みは、直接各保育園までお問い合わせください。

▼延長保育対象時間



▼延長保育利用内容

対象児童	在籍児童（延長保育の受入開始年齢は、ゆりのき保育園、こぐま保育園、やまと保育園、かしのき保育園、やまとさくら保育園は生後43日以降から、桜ヶ丘第一保育園、みさと保育所、あすのき保育園は生後6ヶ月から、その他の園では満1歳からとなっています）	
利用時間	朝延長	短時間 7：00～8：30
	夜延長	短時間 16：30～最長20：00 標準時間 18：00～最長20：00（園により異なる）
実施保育園	19：00まで	下記以外の認可保育園
	20：00まで	こばと第一保育園、こころ保育園、あおぞら保育園

※延長保育を利用する場合、超過保育料が掛かります。（金額は施設により異なります）ただし、保育標準時間利用の18時以降については、勤務時間や通勤時間等の事情により市の補助があり、下記の月額料金で利用することができます。

▼利用料金（月額）

区分	1時間延長	2時間延長
0・1歳	2,500円	12,500円
2歳以上	2,500円	10,000円

※保育料階層がA階層B階層の世帯は延長保育免除制度があります。利用者負担額決定通知に同封されるお知らせをご確認の上、延長保育免除申請書を施設に提出してください。

(2) 小規模保育事業所

小規模保育事業所の入所には保育の必要性の認定が必要です。保育所等と同時に申込みができます。

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育のできない時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。

開所日時	月曜～土曜 8：00～17：00 ※延長は 18：00 まで
対象児童	施設により異なる（2歳児クラスまで）

② 教育・保育給付認定と保育利用時間

小規模保育事業所は、保育標準時間認定でも保育時間は、8：00～18：00までとなります。

▼市内小規模保育事業所一覧

施設名	住所	受け入れクラス	電話番号	進級先保育所
		定員		
どんぐり保育室	諏訪1-66-1-101	1・2歳児	042-400-5241	3歳児クラス進級時に 新規申込みが必要
		12名		
こころブティ保育園	落合1-36 3F	0・1・2歳児 ※1	042-374-3999	こころ保育園
		12名		
さっちゃんルーム	桜ヶ丘3-32-1	1・2歳児 ※2	042-373-1638	みさと保育所
		12名		
あおぞらルーム	鶴牧1-11-10	1・2歳児	042-400-5138	あおぞらぱれっと保育園 あおぞら保育園 ※3
		12名		

※1 こころブティ保育園の受入れ可能な0歳児の月齢は生後6ヶ月となります。

※2 連携保育所（代替保育等）は桜ヶ丘第一保育園です。

※3 いずれかの施設に進級します。進級先は施設が決定します。

③ 教育・保育給付認定と保育利用時間

利用者負担額（保育料）は、多摩市特定教育・保育に係る利用者負担額基準額表に基づき多摩市が決定します。保育料は、小規模保育事業所に直接納付してください。

(3) 家庭的保育事業所（保育ママ）

家庭的保育事業所の入所には保育の必要性の認定が必要です。保育所等と同時に申込みができます。

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育のできない時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。

開所日時	月曜～金曜 8:00～17:00
対象児童	施設により異なる（2歳児クラスまで）

② 教育・保育給付認定と保育利用時間

家庭的保育事業所は、保育標準時間認定でも保育時間は、8:00～17:00までとなります。

▼市内家庭的保育事業所一覧 ※事業所の見学依頼の際は保育時間中を外してご連絡いただきますようお願いいたします。

施設名	住所	受け入れクラス	電話番号	連携保育所 ※1	進級先保育所 (優先的に入所できる施設)
		定員			
数納 恵美子 (こひつじ)	豊ヶ丘2-6-2-104	0・1・2歳児	042-371-3803	あおぞら 保育園	3歳児クラス進級時に新規申し込みが必要
		2名			
濱田 朝子	永山3-2-5-203	0・1・2歳児	090-7424-7694	こぼと第一 保育園	
		2名			
小谷田 貴美子 (保育室ぼけつとぼつけ)	落合2-21-4	0・1・2歳児 ※2	090-1841-6168	おだ認定こども園 2歳児の場合、前年9月までに在籍していることが条件となります	
		5名			

※1 連携保育所とは、家庭的保育事業者に対して援助・相談等を行う保育所です。家庭的保育事業者が休暇を取得する時にお子さんを預かったり主催事業に家庭的保育事業者と児童と一緒に参加することがあります（3歳児になったときに優先的に入れる園ではありません）。

※2 保育室ぼけつとぼつけは、受け入れ可能な0歳児の月齢は満1歳からとなります。

③ 利用料金

利用者負担額（保育料）は、多摩市特定教育・保育に係る利用者負担額基準額表に基づき多摩市が決定します。保育料は、家庭的保育事業所に直接納付してください。

(4) 事業所内保育事業所

事業所内保育事業所の入所（地域枠および従業員枠）には保育の必要性の認定が必要です。保育所等と同時に申込みができます。

① 開所時間

認可保育所と開所時間が異なります。希望する際は十分お気を付けください。また、下記時間は開所時間となりますので、実際に利用できる時間については各世帯の保育のできない時間によって変わります。利用時間は入所決定後、施設との面談により決定します。延長保育に関しては施設にお問い合わせください。

開所日時	平日 7:30～18:30
対象児童	生後 43 日～2 歳児クラスまで

▼市内事業所内保育所一覧

施設名	住所	定員	電話番号	進級先保育所
サクラさーくる	関戸2-43-1	地域枠7名（定員14名）	042-337-3482	3 歳児クラス進級時に新規申込みが必要

② 利用料金

利用者負担額（保育料）は、多摩市特定教育・保育に係る利用者負担額基準額表に基づき多摩市が決定します。保育料は、事業所内保育所に直接納付してください。

多摩市内の保育環境について～保育環境評価スケール～

多摩市内の認可保育所や認定こども園の保育士が中心となり平成 23 年に発足した「多摩市保育協議会」では、多様なニーズに対応できる保育環境の構築のため、公立・私立保育所の保育士等が一同に集まり、定期的に保育士の専門性を向上させる研修会を行っています。

また、多摩市保育協議会では、保育士会、看護師・保育士部会、栄養士部会、ハンディキャップ部会等の専門部会が設置され、部会ごとに専門研修の他、ディスカッションや情報共有等が行われており、各施設の保育運営に活かされています。

令和 4 年度には、保育の質を客観的に評価することができる「保育環境評価スケール」を用いて、各施設の保育環境を評価し、振り返りを行うことで、保育の質の向上を図りました。

「保育環境スケール」を用いた取り組みについて、市内の保育所等がどのような活動を行い、保育環境を充実させているのか、多摩市公式ホームページに掲載しています。



多摩市公式
ホームページ
詳細はこちら

19 直接利用・入所申請をする施設

(1) 東京都認証保育所

送り迎えに便利な駅前にある保育施設などを、多様化する保育ニーズに対応するための都市型保育施設として、東京都が独自に認証している保育所です。施設基準、職員配置等は東京都の基準を備えています。**直接申込み**となるため、**詳細・申込みは、直接各園へお問い合わせください。**

【認証保育所の主な特徴】

- 保育の必要性の事由は不要で、基本は13時間開所（概ね7：00～20：00）です。
- 保育料は園によって異なります。**認証保育所（市外含む）と月120時間以上の契約をした市民の方には、規定保育料のうち月額30,000円を上限に多摩市が補助します。**
- 実子カウントで(生計を同一にしている)第2子以降の子どもに対して、右表のとおり多子世帯負担軽減補助による上乗せ補助を行います。
- ※保育料補助との合計補助額が保育料を上回る場合は、保育料の金額が上限となります。
- ※保育料補助及び多子世帯負担軽減補助は、東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額等が変更になることがあります。
- 幼児教育・保育の無償化の対象者は、上記の保育料補助（月額30,000円上限）は対象外となります。別冊「令和6年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。

年齢	世帯	実子カウント	補助上限額
0～2歳児	課税	第2子以降	27,000円
	非課税	第2子以降	25,000円
3～5歳児	—	第2子以降	20,000円

※保育の要件及び子育てのための施設等利用給付によって、補助額が変更になる場合があります。

▼市内認証保育所一覧

施設名	住所	受け入れクラス	定員	電話番号
ウィズチャイルドさくらがおか幼保園	関戸 1-1-5 ザ・スクエアE-5	0～5歳児	40名	Tel:042-376-3541 (事務局)
ウィズチャイルドさくらがおかみなみ園	東寺方 1-2-11	0～5歳児	38名	※(仮称)ウィズチャイルドかわのご保育園は令和6年2月開設予定で、しおり発行時点で施設整備中です
ウィズチャイルドさくらがおかこども園	一ノ宮 2-45-3	0～5歳児	40名	
(仮称)ウィズチャイルドかわのご保育園	関戸 1-20-2 サクテラスモール301	0～2歳児	40名	
永山駅前こどもの家	永山 1-4 グリナード永山4階	0～5歳児	30名	Tel:042-376-5588
多摩センターこどもの家	落合 1-47 ニューシティ多摩センタービル2階	0～5歳児	30名	Tel:042-373-7773
キッズガーデンかわせみ	連光寺 1-1-1	0～2歳児	29名	Tel:042-319-6300
みらい保育園	豊ヶ丘 1-1-4 フラワーマンションコヤタII	0～5歳児	40名	Tel:042-373-7115
多摩センターエンゼルホーム	落合 2-32 オーベルグランディオ多摩中央公園104	0～2歳児	32名	Tel:042-310-0900
キッズサポート多摩めぐみクラブ	鶴牧 1-25-2 ヴィークステージ多摩センター2階	0～2歳児	40名	Tel:042-319-6771
キッズサポート多摩第二めぐみクラブ	鶴牧 1-26-3 NTT 東日本多摩ビル3階	0～5歳児	90名	Tel:042-313-7833

※市外の認証保育所については、東京都福祉保健局公式ホームページ内の認証保育所一覧をご参照ください。

(2) 企業主導型保育所

国から助成を受けて、企業が自主的に設置する認可外保育施設です。

企業のための従業員枠の他に、地域住民のための地域枠を設けている場合があります。

【企業主導保育所の主な特徴】

- 教育・保育給付認定または、保育の必要性を示す書類を提示する必要があります。入所や必要書類についてはご希望の施設に直接お問い合わせください。
- 保育料は園によって異なります。**企業主導型保育所（市外含む）の地域枠で月120時間以上の契約をした市民の方には、月額30,000円を上限に実際に支払う保育料の1/2を多摩市が独自に補助しません。**また、保育料補助のほか、実子カウント(生計を同一にしている)で第2子以降の子どもに対して、P.51に記載の表のとおり多子世帯負担軽減補助による上乗せ補助を行います。保育料補助との合計補助額が保育料を上回る場合は、保育料の金額が上限となります。

※保育料補助及び多子世帯負担軽減補助は、東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額等が変更になることがあります。

- 幼児教育・保育の無償化の対象者は、児童育成協会から別途給付金額が給付されるため、上記の保育料補助（月額30,000円上限）は対象外となります。ご希望の施設に確認してください。

▼市内企業主導型保育所一覧

施設名	住所	受け入れクラス※	定員	電話番号
プラスキッズみらい保育園 聖蹟桜ヶ丘園	関戸3-14-8 シエ・モア桜ヶ丘1階	0～2歳児	定員26名 地域枠13名	042-400-6780
京王キッズプラッツ 多摩センター	落合1-12-7	0～5歳児	定員50名 地域枠23名	042-316-9037
聖蹟こどもTERRACE	関戸4-33-6	0～2歳児	定員19名 地域枠9名	042-376-3541 (事務局)
ニチイキッズせいせき桜ヶ丘 駅前保育園	関戸1-7-2あいおいニッセイ同和 損保聖蹟桜ヶ丘センター1階	0～2歳児	定員18名 地域枠9名	042-373-6400

※受け入れ可能な月齢は各施設にお問い合わせください。

(3) その他の認可外保育施設

上記以外の東京都に届出のある認可外保育施設については、東京都福祉保健局公式ホームページ内の認可外保育施設の一覧をご参照ください。

○多摩市では、認可外保育施設の保育料に対する市単独の補助制度はありません。

○幼児教育・保育の無償化の対象になる場合については、別冊「令和6年度幼児教育・保育無償化のしおり」を確認してください。

20 その他利用できるサービス

(1) 一時保育

就労や出産、私的都合などの理由により、保護者による家庭での保育が一時的に困難となった場合に、週平均3日を限度として就学前のお子さんを保育する制度です。詳細・申込みは、直接各実施施設へお問い合わせください。

対象児童	市内在住で、 <u>保育所等に入所していない</u> 満1歳～就学前の児童
利用日時	原則、平日8:30～17:00（その内で8時間までの利用可能）

※時間延長及び土曜日の利用については、各保育園にご相談ください。

① 利用料金

区分	1日（8時間まで）	半日（4時間まで）
満1歳以上児	2,000円	1,000円

※市の補助により上記の料金で利用できます。市外在住の方や私的契約の方は料金が異なります。

※食費、雑費、延長料金等、別途料金がかかります。実施園にお問い合わせください。

※施設等利用給付認定で無償化となる可能性があります。詳しくは、別冊「令和6年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。

② 定員

各施設へお問い合わせください。

▼市内一時保育実施施設

	施設名	住所	電話番号
実施施設	桜ヶ丘第一保育園	和田60-1	TEL:042-374-3098
	こばと第一保育園※1	諏訪4-7	TEL:042-374-3385
	バオバブ保育園	一ノ宮1-20-3	TEL:042-375-4640
	こぐま保育園	永山3-5	TEL:042-375-4677
	みどりの保育園	連光寺3-57-2	TEL:042-375-0117
	バオバブちいさな家保育園	一ノ宮3-9-1	TEL:042-375-4701
	りすのき保育園※2	唐木田1-8-2	TEL:042-357-0711
	あおぞら保育園	落合1-5-16	TEL:042-375-1330
	おだ認定こども園	落合5-7-2	TEL:042-376-0211
	あすのき保育園	諏訪2-2-B-001	TEL:042-400-0360
	関戸みどりの保育園	関戸2-24-27 2F	TEL:042-400-6330
	おだ学園保育園	永山1-5 ベルブ永山209号	TEL:042-357-8100

※1令和5年度一時・定期利用保育休止中だったこばと第一保育園は令和6年度も引き続き休止予定です。

※2 令和6年度より、りすのき保育園での一時利用保育、定期利用保育は休止予定です。

(2) 定期利用保育

定期利用保育事業は、保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、一時保育を複数月にわたって利用できる制度です。詳細・申込みは、直接実施施設へお問い合わせください。

① 対象児童等

対象児童	市内在住で、 保育所等に入所申請し待機となった満 1 歳～ 2 歳児 ※年度途中で満 3 歳に達した場合は、当該年度中に限り対象児童とみなします。 ※育児休業中も利用可能ですが、各施設での受け入れ状況により、利用ができない場合もあります。
実施施設	P.53 に記載の一時保育実施施設で実施しています。
定員	各施設へお問い合わせください。
利用日時	原則、平日 8 : 30～17 : 00

※保育所等の申請を取下げると利用ができなくなります。

※入所月の前月の 10 日前後に多摩市公式ホームページで空き状況を公開しております。

② 利用料金 (月額)

区分	週 3 日利用	週 4 日利用	週 5 日利用
4 時間未満	9,600 円	12,800 円	16,000 円
4 時間以上	19,200 円	25,600 円	32,000 円

市の補助により上記の料金で利用できます。

※食費、雑費、延長料金等、別途料金がかかります。実施園にお問い合わせください。

※施設等利用給付認定で非課税世帯は、無償化となる可能性があります。詳しくは、別冊「令和 6 年度幼児教育・保育の無償化のしおり」を確認してください。

※東京都の第二子無償化により、定期利用を利用する第二子以降の児童(課税世帯)には月額42,000円を上限に利用料金(給食費は除く)が無償化されます。利用施設との契約時に別途手続きが必要です。この補助は東京都の補助金を活用した補助制度となるため、東京都の助成内容に変更があった場合は、補助金額が変更になることがあります。


(3) リフレッシュ一時保育

保護者のリフレッシュや用事等の際に、お子さんをお預かりします。詳しくは、子ども家庭支援センター「たまっこ」までお問い合わせください。

対象児童	市内在住で、 生後 3 か月～就学前の児童
実施施設	子ども家庭支援センター「たまっこ」(豊ヶ丘 1-21-3) Tel:042-375-0104
利用日時	月～土曜(祝日・年末年始除く) 10 : 00～18 : 00 (1 時間単位)
利用料金	お子さん 1 人・1 時間あたり 700 円

(4) パルテノン多摩こどもひろばOLIVE 一時保育

パルテノン多摩でのイベント参加時や、多摩センターエリアでのお買い物等でちょっと子どもを預けたい、というときにお子さんをお預かりします。詳しくは、パルテノン多摩こどもひろばOLIVEの公式ホームページを確認してください。

対象児童	満1歳～小学3年生までの児童	
実施場所	パルテノン多摩 こどもひろばOLIVE 一時保育ルーム（落合2-35） TEL:042-400-7715	
利用日時	月～日曜日 9:00～18:00（1時間単位。1回4時間まで） ※パルテノン多摩休館日はお休み	
料金	お子さん1人・1時間あたり1,000円、多摩市在住の方は700円	

(5) 休日保育

休日保育は、就労形態の多様化に対応するため、保育園において、日曜日及び祝日等に保育を行う事業です。多摩市では、**多摩保育園**で実施しています。利用にあたっては、事前登録及び面接が必要です。市内認可保育所等の在園児は、在園している保育園を通じての登録申請、その他の方は直接多摩保育園での登録申請になります。

① 対象児童等

対象児童	市内在住、離乳食が完了している満1歳以上の児童
実施場所	多摩保育園（和田418-1） TEL:042-375-8217
利用日	日曜日・国民の祝日・12月29日～12月31日
利用時間	7:30～18:30

② 利用料金

教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）を受けていて、保育所等を利用している児童は、利用料金の負担はありません。詳細は多摩保育園に直接お問い合わせください。

※食事やオムツ等のご持参いただきます。

(6) ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）の会員組織です。保育園や幼稚園等の送迎や、その前後の預かりなどができます。詳しくは、ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

問い合わせ	多摩市ファミリー・サポート・センター 子ども家庭支援センター「たまっこ」2階（豊ヶ丘1-21-3） TEL:042-357-5105
-------	---

(7) 病児・病後児保育

主に病気の回復期のお子さん対象となりますが、急性期であっても状態が急変しないと医師に診断された場合、病気の種類による規定に沿って保育看護を行います（病児保育）。

いずれの施設も児童福祉法第34条の18の規定に基づき東京都に届け出て実施している事業です。

TAMA エンジェルガーデン（多摩市委託事業）

市からの委託を受けて病児保育を実施している施設です。利用には事前登録が必要です。詳しくは施設へ、直接お問い合わせください。

対象児童	① 市内在住の乳幼児、または多摩市内の認可保育所等、認証保育所、幼稚園、学童クラブに入所している乳幼児・児童 ② 安静確保のため集団保育を受けることが困難な乳幼児・児童
所在地、問い合わせ先	豊ヶ丘1-59-10コーポクレイン1F Tel:042-400-5672
利用日時	月曜～土曜日 9:00～17:30※時間外保育あり(別途料金がかかります)
利用料金	登録料 1名につき3,000円 ※2名以降料金が異なります。 利用料 1日2,000円 ※減免規定あり ※隔離が必要な感染症の場合は別途料金がかかります。

聖蹟こども TERRACE

病児保育を実施している企業主導型保育所です。利用に際しての事前登録や注意事項等の詳細は施設へ、直接お問い合わせください。

対象児童	病気の急性期を過ぎてはまだ回復に至らない場合で、観察や看護が必要ではあるが急変が認められない児童。 年齢：10ヶ月～概ね10歳
所在地、問い合わせ先	関戸4-33-6 Tel:042-400-5510
利用日時	月曜～金曜日 8:30～16:30 ※土日祝・年末年始・看護師不在時は休み(詳細は施設にお問い合わせください)
利用料金	年間登録料 3,000円 利用料 1日3,000円

※上記の施設の利用方法や空室状況等の詳細な情報は各施設のホームページにてご確認ください。

多摩市公式ホームページ内に各施設のリンクを掲載しておりますのでご利用ください。



多摩市公式ホームページ